保育園における感染症の登園基準一覧表

わかくさ保育園　令和８年４月

A　医師が記入した**意見書**が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ※	症状がある期間（発症前24時間から発症後3日程度までが、最も感染力が強い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること（発熱の翌日を1日目とする）
新型コロナウイルス感染症※	発症後5日間	発症した後5日経過し、かつ症状が軽快した後1日経過していること※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
風疹	発疹出現の7日前から7日後くらい	発疹が消失していること
水痘（水ぼうそう）	発疹出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	ー	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜炎（プール熱）	発熱・目の充血などの症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	目の充血、目やに等の症状が発現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合は、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 （O157, O26, O111等）	ー	医師により感染の恐れがないと認められていること（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である）
急性出血性結膜炎	ー	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）	ー	医師により感染の恐れがないと認められていること

B　医師の診察を受け、保護者が記入する**登園届**が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病および ヘルパンギーナ	手足口病・・・手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間 ヘルパンギーナ・・・急性期の数日間 （便の中に1ヶ月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内に水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が軽快し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化していること
突発性発疹	ー	解熱し機嫌良く、全身状態が良いこと
伝染性軟属腫ウイルス （水いぼ）	集団生活、水遊び、浴場等で皮膚と皮膚が接触することにより、周囲の子どもに感染する可能性がある	水いぼを衣服、包帯、絆創膏等で覆い、他の子どもへの感染を防ぐこと プールの水では感染しないので、入っても構わないが、長袖のラッシュガード（上下）を着用し、ビート板、浮輪は共用しない
伝染性膿痂疹 （とびひ）	水疱やびらん、痂皮等の浸出液に原因菌が含まれており、患部をひっかいたり、かきむしったりすることで、湿疹や虫刺され部位等の小さい傷を介して感染する	病変部を外用薬で処置し、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆えば、通園可能とする プールでの水遊びや水泳は治癒するまで不可
アタマジラミ	接触感染、家族内や集団の場での直接感染、あるいはタオル、くし、帽子を介しての間接感染	出席停止の必要はなし、ただしできるだけ早期に適切な治療をする必要がある
アデノウイルス咽頭炎 （結膜炎、胃腸炎を除く）	飛沫感染、発熱などの症状が出現した数日間、潜伏期間は2～14日程度	解熱後24時間以上を経過して、咳などの症状が軽快していること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（ー）としている

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、受診した医療機関から特に指示のない場合は、
意見書の提出がなくても登園は可能となります。意見書がない場合は登園届の記入をお願い致します。

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活する場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園の目安を参考に、医師の診断に従い、意見書・登園届の提出をお願いします。
※場合によっては、園の判断で登園を見合わせていただく場合もあります。